

用地・施設活用担当

土地収用法における裁決に基づく土地の取得について（元麻布二丁目）

1 概要

都市計画道路補助線街路第7号線及び補助線街路第10号線の麻布運動場から愛育クリニック前までの区間は、区立有栖川宮記念公園などの公共施設があり、バス路線にもなっていることから、歩行者の安全性や車両交通の円滑性の向上、災害時の避難路の確保等を図るため、平成14年6月7日に東京都から事業認可を取得し、用地取得を進めています。

本用地については、区は、これまでに、本区間の事業期間を計7回延伸、計22年延長し、本件の土地所有者及び関係人に対し、平成14年度から用地折衝を続けてきましたが、補償金額の折り合いがつかず、任意による用地取得は困難であるため、東京都収用委員会に対し、令和7年6月13日に土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決の申立てを行うという経過がありました。

その結果、令和8年7月16日に東京都収用委員会より裁決があったため、裁決に基づき本用地を取得します。

2 経緯

昭和21年4月25日	都市計画決定（戦災復興院告示第15号）
平成14年6月7日	事業認可取得（東京都告示第764号）
平成14年度	用地取得（3件） 212.97㎡
平成15年度	用地取得（1件） 202.64㎡
平成17年度	用地取得（2件） 427.58㎡
平成18年度	用地取得（2件） 169.25㎡
平成20年度	用地取得（3件） 196.34㎡
平成22年度	用地取得（1件） 26.14㎡
平成23年度	用地取得（1件） 157.69㎡
令和7年6月13日	裁決申請及び明渡裁決の申立て
令和8年1月6日	審理
令和8年7月16日	裁決

3 取得する土地について

(1) 取得する土地の区域

土地の所在（地番）	地目（現況）	地積（実測）	所有者
港区元麻布二丁目142番6	宅地	90.30㎡	個人

(2) 損失の補償

①土地に対する損失の補償

土地所有者 個人 に対し 金356,987,451円

②土地に対する損失の補償以外の補償

土地所有者兼関係人 個人 に対し 金191,345円

関係人 露木興業株式会社 に対し 金13,568,623円

(3) 権利取得の時期及び明渡しの期限

①権利取得の時期 令和8年9月14日

②明渡しの期限 令和8年10月14日

4 理由

都市計画道路事業用地取得のため

5 財源

港区公共用地買収基金

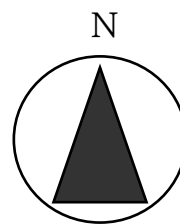
※令和10年度に一般会計歳出から基金に返還予定

※国庫補助金、都市計画交付金の歳入見込み

6 今後の予定

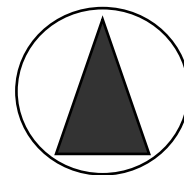
令和11年3月31日 事業完了予定

案内図

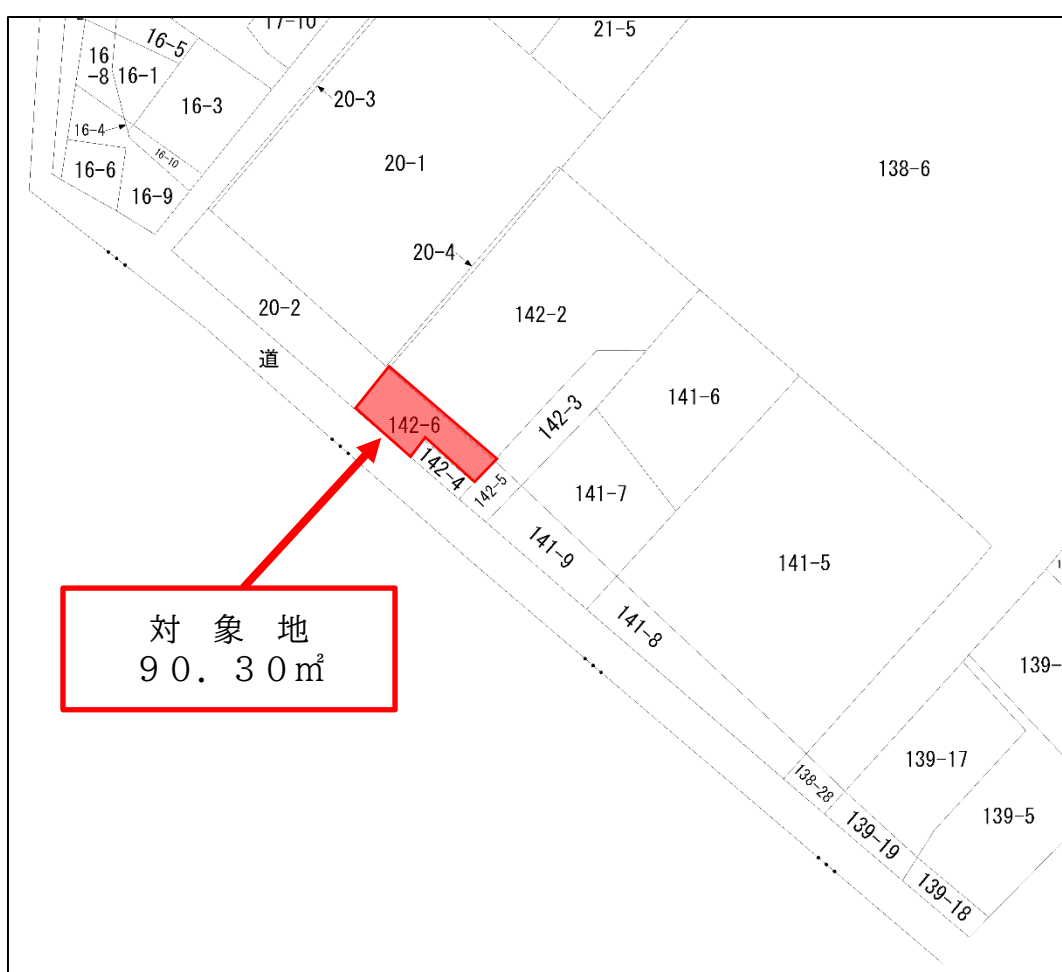


公図写

N



元 麻 布 二 丁 目



事業計画図

都市計画道路補助線街路第7号線

延長：約237m 計画幅員：15m

認可幅員
6m

認可延長
約12m

都市計画道路補助線街路第10号線

認可延長：約12m 認可幅員：6m

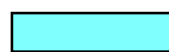
凡例



事業認可区域



対象地



取得済事業用地

1 収用制度とは

都市計画事業において、土地が必要になった場合、起業者（港区）が権利者（土地所有者）と話し合い、合意の上で契約を結び、必要な土地を取得します。しかし、話し合いによる契約ができない場合には、土地収用法による手続き（裁決申請）により、権利者に正当な補償をした上で土地を取得することができる制度です。

2 裁決申請及び明渡裁決の申立てとは

収用委員会に対して収用の裁決を求めるための申請です。

裁決の申請には、起業者（港区）が土地の所有権を取得するための「裁決申請」と、建物などを移転させて土地の明渡しを求める「明渡裁決の申立て」があります。

3 手続きの流れ

